

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十号

##### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「又は同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号。以下「地域商店街活性化法」という。）第六条第一項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画」に改める。

別表第三に次のように加える。

二十二	別表第二の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、地域商店街活性化法第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
-----	---

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。